

給与支払報告 にかかると給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
令和 年 月 日			
特別徴収義務者 指 定 番 号			
宛 名 番 号			
担 連 当 絡 者 先			
所 属			
氏 名			
電 話			
内線 ()			
フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日			
個 人 番 号			
1 月 1 日 現在の住所			
異 動 後 の 住 所			
(ア) 特別徴収税額 (年税額)			
円			
異 動 年 月 日			
異 動 の 事 由			
異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			

1. 特別徴収継続の場合				新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規	法人番号	所 属 氏 名		受給者番号	
	所 在 地	〒	担 当 者 連 絡 先	氏 名		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
	フリガナ		電 話	内線 ()		1. 必要 2. 不要	
	氏名又は名称						

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。			
理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				
		月 日	円				

3. 普通徴収の場合				●退職者・休職者の未徴収税額について ・1月1日から4月30日の間に退職等をされた場合の未徴収税額は、一括徴収が義務づけられています。 ・上記以外で退職等をされた場合の未徴収税額も、できるだけ一括徴収されますよう、お願いします。			
理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため						

「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

※印の欄は、記載しないでください。